加藤　高明　小森　光雄
西谷　洌　宮前鍬十郎

従五位に叙する（各通）
池田　智貝　増吉郎　片山　武男
樺澤　聡　末房　長明　高田　芳利
古谷　孝幸　宮崎　忠

正六位に叙する（各通）
上嶋　克弘　柿木　正路　齊藤　信義
坂本　勇　塚原　榮　鶴尾　芳隆
東條　篤教　徳永　利美　中村　照和
芳賀　鐵夫　宮崎　弘　湯澤　健吉
横山　弘

従六位に叙する（各通）
小林　照信　塚田　誠
寺門　好和　平泉　憲夫

正七位に叙する（各通）（以上九月二十二日）
（京都大学名誉教授）　池田　克夫

正四位に叙する
（北海道大学名誉教授）　八鍬　功

従四位に叙する
小橋川恒一

従五位に叙する（各通）
伊佐　吉秀　内山　恒雄
木本　清徳　小圷　孝
長與真一朗　半澤　洋次

正六位に叙する（各通）
穴澤　純夫　大西　久成
（垂水市議会議員）　川越　信男
高塚　存昶　丸山　義照

従六位に叙する（各通）
齋藤　正一

正七位に叙する（各通）
町口　昭弘

従七位に叙する（以上九月二十三日）
高橋　虎彦

従五位に叙する
宮澤　英夫

従六位に叙する（各通）
坂本　幹男

従七位に叙する（以上九月二十四日）
柳田　直吉

正七位に叙する（以上九月二十四日）
長谷川　巖

○叙勲

旭日双光章を授ける
大浦　正博

旭日単光章を授ける（以上九月二十一日）
（垂水市議会議員）　川越　信男　松屋　治郎

旭日双光章を授ける（各通）
小圷　孝

旭日単光章を授ける（以上九月二十三日）
（高知大学名誉教授）　北條　正司　小尾　孝男

瑞宝中綬章を授ける
（東京芸術大学名誉教授）　佐藤　眞

瑞宝小綬章を授ける（各通）
星野　周弘　市岡　進　鈴木　潔

瑞宝双光章を授ける（各通）
橋爪　稔　井上　秀利　久津輪　太

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
萩原　清　濱本　正昭

瑞宝中綬章を授ける
（信州大学名誉教授）　竹下　徹

瑞宝小綬章を授ける
（岐阜大学名誉教授）　橋場　稔　加藤　高明　樺澤　聡　塚原　榮

瑞宝双光章を授ける（各通）
徳永　利美　芳賀　鐵夫　横山　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）
長與真一朗　半澤　洋次　藤川　忠良

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十三日）
増田　好樹　町口　昭弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　虎彦

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十三日）
柳田　直吉

瑞宝双光章を授ける
木村　敏秋

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十四日）
太田　壱

瑞宝双光章を授ける（九月二十六日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月二十八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所
備考　酒田市広野字土橋一二一番一から同市広野字上通一四五番一まで

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十八日　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十五号
(三) 占用を制限する区域　区域
豊田市大畑町三反田から同市大畑町神戸まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月二十八日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所
備考　占用を制限する理由は、この限りでない。